

# ♪ 教えて！まみりん ♪

令和6年5月

## 訪 問 購 入

「不用品を買い取るというので家に来てもらったら強引に貴金属を買い取られた」という「訪問購入」の相談が多数寄せられています。

「どんなものでも買い取ります」「被災地支援に協力してほしい」などと電話をかけ訪問を承諾させますが、**事業者の目的は指輪やネックレスなどの貴金属**です。訪問後に「貴金属はないか」などと別の物品の勧誘をすることは法律で禁止されています。きっぱりと断りましょう。

訪問購入にはクーリング・オフ制度があります。契約してしまっても一部物品（※）を除き、契約書面を受け取った日から8日間は、購入業者に書面やメール等で通知すれば、無条件で契約を解除することができます。また、この8日間は物品の引き渡しを拒むことができます。売却の契約をしても、その場ですぐに物品を引き渡す必要はありません。トラブルになったり不安なときは消費生活センターにご相談ください。

※二輪以外の自動車、家具、大型家電、本・CD・DVD・ゲームソフト類、有価証券

